

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 支給限度額の引き上げ

被災者生活再建支援金の支給限度額について、百万円を三百万円に、五十万円を百五十万円にそれぞれ引き上げることとする。

(第三条関係)

第二 運用資金の改正

支援業務を運営するための運用資金を基金に改めることとする。

(第九条第一項関係)

第三 地方債の特例の創設

都道府県が基金に充てるために必要な資金を支援法人に対して拠出する場合においては、当該拠出に要する経費であって地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとする。

(第十九条関係)

第四 その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととする。

(附則第二条から附則第五条まで関係)

## 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「被災者生活再建支援基金」を「被災者生活再建支援法人」に、「第十八条・第十九条」を「第十八条・第二十条」に、「第二十条」に、「第二十条・第二十一条」を「第二十一条・第二十二条」に、「第二十二条」に、「第二十三条」に改める。

第二条第二号中「と同等」を「に準ずる程度」に改める。

第三条第一号中「世帯 百万円」を「世帯 三百万円」に改め、同条第二号中「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第四条中「基金」を「支援法人」に改める。

「第三章 被災者生活再建支援基金」を「第三章 被災者生活再建支援法人」に改める。

第六条第一項中「被災者生活再建支援基金」を「被災者生活再建支援法人」に、「基金」を「支援法人」に改め、同条第三項及び第四項中「基金」を「支援法人」に改める。

第七条及び第八条中「基金」を「支援法人」に改める。

第九条の見出しを「（基金）」に改め、同条第一項を次のように改める。

支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

第九条第二項中「基金」を「支援法人」に、「前項の運用資金」を「基金」に改め、同条第三項中「による」を「によるものの」に、「が支援業務を運営するために」を「に充てるために」に、「基金に」を「支援法人に」に改める。

第十条第一項及び第三項、第十一条第一項、第十二条から第十六条まで、第十七条第一項並びに第十八条中「基金」を「支援法人」に改める。

第二十四条中「基金」を「支援法人」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二条を第二十三条とし、第五章中第二十一条を第二十二條とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条中「基金」を「支援法人」に改め、第四章中同条を第二十条とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

附則第一条の見出し及び条名を削る。

附則第二条及び第三条を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第三条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の

支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であつて、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要のなくなつた旨の公示があつた地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになつたことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは、「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

(地方交付税法の一部改正)

第五条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表第六号及び同条第二項の表第六号中「被災者生活再建支援基金」を「被災者生活再建支援法人」に改める。

## 理由

被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金の支給限度額について、百万円を三百万円に、五十万円を百五十万円にそれぞれ引き上げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案新旧対照条文  
被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条・第五条）</p> <p>第三章 被災者生活再建支援法人（第六条・第十七条）</p> <p>第四章 国の補助等（第十八条・第二十条）</p> <p>第五章 雑則（第二十一条・第二十二条）</p> <p>第六章 罰則（第二十三条・第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。</p> <p>（被災者生活再建支援金の支給）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始す</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条・第五条）</p> <p>第三章 被災者生活再建支援基金（第六条・第十七条）</p> <p>第四章 国の補助等（第十八条・第十九条）</p> <p>第五章 雑則（第二十条・第二十一条）</p> <p>第六章 罰則（第二十二条・第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 被災世帯 政令で定める自然災害により、その居住する住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるものをいう。</p> <p>（被災者生活再建支援金の支給）</p> <p>第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯のうち次の各号に掲げるものの世帯主に対し、自立した生活を開始す</p>

るために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である世帯 三百万円

二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 百五十万円

#### （支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

### 第三章 被災者生活再建支援法人

#### （指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行つこ

るために必要な経費として政令で定めるものに充てるものとして、当該各号に定める額を超えない額の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

一 当該世帯に属する者の内閣府令で定めるところにより算定した収入の合計額（次号において「収入合計額」という。）が五百万円以下である世帯 百万円

二 収入合計額が五百万円を超え八百万円以下である世帯であつて、その世帯主の年齢が六十歳以上であるもの（収入合計額が五百万円を超え七百万円以下である世帯にあつては、その世帯主の年齢が四十五歳以上六十歳未満である世帯を含む。）又は内閣府令で定める要援護世帯であるもの 五十万円

#### （支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託することができる。

2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する基金に委託した場合にあつては、当該基金）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

### 第三章 被災者生活再建支援基金

#### （指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行つこ

とができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(業務)

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二・三 (略)

(費用の支弁)

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

とができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援基金（以下「基金」という。）として指定することができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、基金の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 基金は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 (略)

(業務)

第七条 基金は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を基金に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。

二・三 (略)

(費用の支弁)

第八条 基金は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(運用資金等)

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

（運営委員会）

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

2 （略）

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。

4 （略）

（業務規程の認可）

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）

（を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（事業計画等）

第九条 基金は、支援業務の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るために運用資金を設けるものとする。

2 都道府県は、基金に対し、前項の運用資金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点を踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。

3 都道府県は、前項の規定によるほか、基金が支援業務を運営するために必要があると認めるときは、基金に対し、必要な資金を拠出することができる。

（運営委員会）

第十条 基金は、運営委員会を置くものとする。

2 （略）

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、基金の代表者の諮問に応じて審議し、又は基金の代表者に意見を述べることができる。

4 （略）

（業務規程の認可）

第十一条 基金は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を

作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（事業計画等）

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第十二条 基金は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基金は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 基金は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、基金に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2・3 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五條各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第二十一条～第二十四条 (略)

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、基金がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2・3 (略)

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により基金が交付する額及び同条第二号の規定により基金が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(国の配慮)

第十九条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の基金に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第二十条～第二十三条 (略)

第二十四条 基金の代表者又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、基金の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか

を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があつた場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯について適用する。

、基金に対しても、同条の刑を科する。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があつた場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となつた世帯について適用する。

（検討）

第二条 自然災害により住宅が全半壊した世帯に対する住宅再建支援の在り方については、総合的な見地から検討を行うものとし、そのために必要な措置が講ぜられるものとする。

（国土庁設置法の一部改正）

第三条 国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十五号中セをスとし、モをセとし、ヒをモとし、エをヒとし、シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キの次に次のように加える。

ユ 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

改正案

現行

附則

附則

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）  
 第五条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）  
 第五条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用 円
一～五（略） 六 被災者生活 活再建支援 法人への拠 出のための 地方債償還 費	（略） 被災者生活再建支援法人に對する 拠出の財源に充てるため発行 について同意又は許可を得た地 方債に係る元利償還金	（略） 千円につき 八〇〇
七・八（略）	（略）	（略）

経費の種類	測定単位	単位費用 円
一～五（略） 六 被災者生 活再建支援 基金への拠 出のための 地方債償還 費	（略） 被災者生活再建支援基金に對する 拠出の財源に充てるため発行 について同意又は許可を得た地 方債に係る元利償還金	（略） 千円につき 八〇〇
七・八（略）	（略）	（略）

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一～五(略) 六 被災者生活 再建支援 法人に対す る拠出の財 源に充てる ため発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 に係る元利 償還金	(略) 被災者生活再建支援法(平成十 年法律第六十六号)第六条第一 項に基づき内閣総理大臣が指定 した被災者生活再建支援法人に 対する拠出の財源に充てるため 発行について同意又は許可を得 た地方債のうち総務大臣が指定 したものに係る元利償還金	(略) 千円
七・八(略)	(略)	(略)

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
一～五(略) 六 被災者生 活再建支援 基金に対す る拠出の財 源に充てる ため発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債 に係る元利 償還金	(略) 被災者生活再建支援法(平成十 年法律第六十六号)第六条第一 項に基づき内閣総理大臣が指定 した被災者生活再建支援基金に 対する拠出の財源に充てるため 発行について同意又は許可を得 た地方債のうち総務大臣が指定 したものに係る元利償還金	(略) 千円
七・八(略)	(略)	(略)

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案参照条文

地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第九号）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

地方交付税法（昭和二十五年五月三十日法律第二百一十一号）

附 則

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
一 地域改善対策特定事業債等償還費	地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充て	千円につき 八 円

<p>二 過疎地域自立促進等のための地方債償還費</p> <p>三 公害防止事業債償還費</p> <p>四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費</p> <p>五 地震対策緊急整備事業債償還費</p> <p>六 被災者生活再建支援基金への拠出のための地方債償還費</p> <p>七 合併特例債償還費</p> <p>八 原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債償還費</p>	<p>るため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>被災者生活再建支援基金に対する拠出の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>千円につき 七</p> <p>千円につき 五〇〇</p> <p>千円につき 五〇〇</p> <p>千円につき 五〇〇</p> <p>千円につき 八〇〇</p> <p>千円につき 七〇〇</p> <p>千円につき 七〇〇</p>
--	--	--

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の算定の基礎	表示単位
<p>一 地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された</p>	<p>地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）第五条、旧地域改善対策特別</p>	<p>千円</p>

<p>地方債に係る元利償還金</p>	<p>二 過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>措置法（昭和五十七年法律第十六号）第五条又は旧同和对策事業特別措置法（昭和四十四年法律第六十号）第十条の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p> <p>過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したも又は旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第十二項又は過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条において準用する場合を含む。）旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）若しくは旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p>	<p>千円</p>
<p>三 公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第五条の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p>	<p>千円</p>	
<p>四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十六条第二項の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p>	<p>千円</p>	
<p>五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p>	<p>地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する</p>	<p>千円</p>	

<p>六 被災者生活再建支援基金に対する      拠出の財源に充てるため発行につ      いて同意又は許可を得た地方債に係      る元利償還金</p> <p>七 合併市町村の建設のための事業費      の財源に充てるため発行について同      意又は許可を得た地方債に係る元利      償還金</p> <p>八 原子力発電施設等立地地域の振興      のための事業費の財源に充てるため      発行について同意又は許可を得た地      方債に係る元利償還金</p>	<p>る法律（昭和五十五年法律第六十三号）第六条の規定により総務大臣が指定した      ものに係る当該年度における元利償還金</p> <p>被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総      理大臣が指定した被災者生活再建支援基金に対する拠出の財源に充てるため発行      について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償      還金</p> <p>合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可      を得た地方債で市町村の合併の特例に関する法律第十一条の二第二項の規定によ      り総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p> <p>原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費の財源に充てるため発行につい      て同意又は許可を得た地方債で原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措      置法（平成十二年法律第四十八号）第八条の規定により総務大臣が指定したも      のに係る当該年度における元利償還金</p>	<p>千円</p> <p>千円</p> <p>千円</p>
--	---	-------------------------------

災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があ  
 ると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、  
 これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2・3 （略）

4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5～7 （略）